

松戸市災害時における協力井戸の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、『松戸市地域防災計画』に基づき、震災等の災害時に供給が困難となるおそれのある生活用水を確保するため、災害時における協力井戸(以下「災害協力井戸」という。)の登録等の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 市長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する井戸であつて、第5条第1項の規定により申し込みのあつた井戸を災害協力井戸として登録するものとする。

- (1) 市内に所在する電動式、手動式又は電動・手動式併用のポンプ井戸であること。
- (2) 所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)が現在使用しており、今後も引き続き使用する予定であること。
- (3) 災害時に付近の市民等へ井戸水の提供ができるよう所有者等において継続的かつ適正に管理されること。
- (4) 洗面、洗濯及びトイレ洗浄等の生活用水として使用できる水質であること。
- (5) 災害時に飲用水が不足する際は、本市が所有する浄水器により井戸水を浄水し、飲用水を供給することについて、当該所有者等の承諾が得られること。
- (6) 災害協力井戸が所在する旨の標識を当該井戸の所有者等の家屋の門、扉、塀等の近隣の住民から認識しやすい場所に表示することについて、当該所有者等の承諾が得られること。
- (7) 本市のホームページ、広報紙等に災害協力井戸に関する情報を掲載することについて、所有者等の承諾が得られること。
- (8) 災害協力井戸の所有者等及び所在地を町会及び自主防災組織の長等の市民に情報提供することについて、所有者等の承諾が得られること。

(登録情報の管理)

第3条 市長は、松戸市個人情報の保護に関する条例(昭和63年7月1日松戸市条例第10号)に基づき、災害協力井戸の登録に関する内容を適切に管理しなければならない。

2 市長は、災害協力井戸に関する現状把握に努め、災害協力井戸に関する情報を定期的に更新し、これを市民に公表するものとする。

(利用条件の周知)

第4条 市長は、震災等の災害時に災害協力井戸を利用しようとする者(以下「利用者」という。)に対し、次に掲げる事項の周知を図るものとする。

- (1) 災害協力井戸の利用は、所有者等の厚意によるものであることに留意し、その意に

反する利用をしないこと。

- (2) 災害協力井戸の利用は、所有者等の承諾が得られた場合を除き日中に限られること。
- (3) 所有者等から災害協力井戸に関する管理運用上の指示を受けた場合、その指示に従うこと。

(登録の手続)

第5条 災害協力井戸として市長の登録を受けようとする所有者等は、松戸市災害協力井戸登録申込書（別記第1号様式）により申し込むものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申し込みがあったときは、速やかに現地調査等の必要な調査を行い登録の可否を決定するとともに、申し込みをした者に対し、松戸市災害協力井戸登録可否決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(登録期間)

第6条 災害協力井戸の登録期間は、登録した年度から起算して3か年度とする。ただし、当該登録期間の満了までに市長、登録者のいずれからも異議の申し出がない場合は、さらに1年間その効力を継続するものとし、以後この例によるものとする。

(登録解除)

第7条 市長は、次に掲げる事由が生じたときは、災害協力井戸の登録を解除するものとする。

- (1) 所有者等から松戸市災害協力井戸登録解除申請書（別記第3号様式）による申請があったとき。
 - (2) 第2条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が災害協力井戸として適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の場合においては、松戸市災害協力井戸登録解除決定通知書（別記第4号様式）により、所有者等へ通知するものとする。

(附 則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。